

一般社団法人日本ろうあ者卓球協会協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期基本計画を策定し、Webにて公開済。 https://www.jdtt.com/association/medium-_to_long-term_plan.pdf ・中長期基本計画については、更に具体的な内容を盛り込んだものに更新し、2025年6月までに理事会にて決議する。 	1. 中長期基本計画
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度の理事改選にて、ガバナンス強化を担う外部理事2名を登用し、財務、事業、広報、強化において今後を担う若手理事を5名を選出した。新体制にて、各都道府県ろう協会卓球部から民主的に適切な人材を選出できるよう、「人材の採用及び育成に関する計画」を2025年6月までに理事会にて策定し、公表する。 	1. 中長期基本計画
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度ごとに財務諸表を公表している。 https://www.jdtt.com/association/activity_report.php ・「財務の健全性確保に関する計画」について、2025年6月までに策定する。 	2. 財務諸表
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> ・外部理事の目標割合は、理事会規程にて25%以上に設定している。2024年度の理事改選にて、理事8名中、外部理事2名とし25%を確保している。 ・女性理事の目標割合は、理事会規程にて40%以上に設定している。2024年度の理事改選にて、理事8名中、女性理事3名とし37.5%となっている。各都道府県ろう協会卓球部から民主的に適切な女性の人材を選出できるよう、「人材の採用及び育成に関する計画」を2025年6月までに理事会にて策定し、公表することで、次回の2026年度の役員改選にて40%以上を達成していく。 	5. 理事会規程 6. 役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> ・当協会では評議員を設置していないため、この項目は該当しない。 	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> ・アスリート委員会を設置し、年に1回開催している。 ・アスリート委員長は理事が就任している。 ・委員長の選出についてはアスリート委員会規程の第5条に「委員長は、理事から理事長が委嘱する」と記載している。 ・アスリート委員は当会の会員であり、また、代表選手でもあり、今後のデフ卓球の発展を考えられる男性1名女性1名を選出している。 	7. アスリート委員会規程 8. アスリート委員会会議議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・定款に基づき、8名で理事会を構成している。理事の員数について3以上10名以内としていることから適正な規模であると考えている。 	9. 定款 6. 役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会規程の第5条に「(1)役員は、就任する年の4月1日現在で、満70歳未満でなければならない。」と記載している。当会では、70歳以上の理事は在籍していない。 	5. 理事会規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・理事が原則として通算10年を超えて在任することのないよう理事会規程にて再任回数の上限を5回と定めている。 <p>【例外措置または小規模団体配慮措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例外措置として、理事会規程の第5条に「ア) 当該理事がIFの役職者である場合、イ) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情がある場合」と定めている。 ・現在、役員候補者選考委員会等において実績等を適切に評価された代表理事1名のみが通算10年を超えている。これは2025年11月に開催される東京2025デフリンピック卓球競技の運営に向けた例外措置の対象としており、次期理事改選(2026年6月)にて退任予定である。 	5. 理事会規程 6. 役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補者選考委員会を設置してある。 ・委員は3名以上、5名以下で構成する。 ・委員の選出は理事長が指名して、理事会の承認を得て委嘱する。 ・役員選考委員会は半数以上が非理事である。	10. 役員候補者選考委員会規程
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・倫理規程、利益相反管理規程、利益相反ポリシーなど、各種規程を整備している。	11. 倫理規程 12. 利益相反管理規程 13. 利益相反ポリシー
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・定款、業務分担規程、委員会運営規程、会員規程を整備している。	9. 定款 14. 業務分担規程 15. 委員会運営規程 16. 会員規程
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・事務局規程、懲戒処分規程、危機管理規程を整備している。 ・文書取扱規程、情報公開規程、個人情報保護規程を作成して、2025年6月までの理事会にて決議、公開予定。	17. 事務局規程 18. 懲戒処分規程 19. 危機管理規程
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・旅費、謝金並び報酬などに関する規程、国内出張旅費規程、海外出張旅費規程、弔慰見舞金規程を整備している。	20. 旅費、謝金並び報酬などに関する規程 21. 国内出張旅費規程 22. 海外出張旅費規程 23. 弔慰見舞金規程
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・財産管理に関する規程、寄附の受入れに関する規程、基金の取扱いに関する規程を2025年6月までに作成することを目標にする。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備 しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・定款の第8章計算に剰余金の分配の禁止、残余財産の帰属を記載している。 ・会員規程を整備している。 ・スポンサー規程を2025年6月までに作成する。 	9. 定款 16. 会員規程
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保護に関 する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・強化指定選手規程にて、国際主要大会の強化策として、強化指定選手を選考している。 ・デフリンピック選手選考規程にて、選手選考大会優勝者を内定者として、全日本ろうあ連盟に推薦するという過程で策定している。 ・スポーツ仲裁規程にて、選手選考等に関する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構への提出すると定めている。 	24. 強化指定選手規程 25. デフリンピック選考基準 26. スポーツ仲裁規程
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・審判員については、外部（都道府県卓球連盟等）に委託している。 ・審判委員会規程にて、会員への卓球ルールの周知徹底並びに競技会の円滑な運営を図っている。 	27. 審判委員会規程 28. 競技規則
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士へ の相談ルートを確認するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確認すること	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計に関しては顧問の税理士に相談できる体制になっている。 ・次期役員体制（2026年6月）までに弁護士を配置することを目標に進める。 	29. 税理士_業務委託契約書
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程にて倫理委員会について定めており、倫理委員会の構成員に女性委員を少なくとも1名は配置したうえで、2024年度中に倫理委員会の開催をすすめる。 	11. 倫理規程
21	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員 に弁護士、公認会計士、学識経験者等の 有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> ・次期体制（2026年6月）にて、倫理委員会の構成員に少なくとも1名以上は弁護士を配置する。 	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・理事に令和6年度JPCインテグリティ研修を受講させている。	30. 令和6年度JPCインテグリティ研修実施要項
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・強化スタッフおよび強化指定選手に令和6年度JPCインテグリティ研修を受講させている。	30. 令和6年度JPCインテグリティ研修実施要項
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・当協会には審判員はいないため、実施していない。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・顧問として税理士を配置しており、日常的にサポートができる体制になっている。 ・次期体制（2026年6月）にて、顧問として弁護士を配置していく。	29. 税理士_業務委託契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・税理士の指導、助言を得て、財務・経理の処理を行っている。 ・当会では監事1名を配置しており、毎年、監査報告書を作成している。 ・経理規程を整備している。	9. 定款 6. 役員名簿 31. 経理規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・助成元の規定に沿って、適切に処理を行い、助成元における監査を行っている。 ・国庫補助事業等公金、都内活動促進支援事業費補助金の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。	32. 国庫補助事業等公金の取扱いに関する規程 33. 都内活動促進支援事業費補助金交付額決定通知書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・財務情報等について、法令に基づき、事業計画書、収支予算書、貸借対照表、財務諸表を当協会HPで開示している。 公開URL：https://www.jdtt.com/association/activity_report.php	2. 財務諸表 3. 事業計画書 4. 収支予算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・デフリンピック選考基準についてデフリンピック選手選考基準を定めており、HPで開示している。 公開URL：https://www.jdtt.com/association/selection-criteria-for-national-team-athletes.pdf	34. デフリンピック選手選考基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・ガバナンスコードの遵守状況をHPで開示している。 公開URL：https://www.jdtt.com/association/activity_report.php	35. スポーツ団体ガバナンスコードの自己説明・公表
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・倫理規定、利益相反管理規程に基づき、利益相反を適切に管理している。 倫理規程の第4条の5に「役員及び職員は、補助金、助成金などの経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない」と記載している。 ・利益相反ポリシーに基づいた規程を整備している。	11. 倫理規程 12. 利益相反管理規程 13. 利益相反ポリシー
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・利益相反ポリシーを策定し、利益相反を適切に管理している。	12. 利益相反管理規程 13. 利益相反ポリシー

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・通報窓口について、当協会HPやSNSを通じて周知している。 ・通報及び相談窓口に関する規程にて、情報の保護に関する守秘義務を課している。 ・通報及び相談窓口に関する規程にて、不利益取扱いの禁止、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 ・理事会にて上記を理解させるよう努めている。 <p>通報窓口URL：https://www.jdtta.com/inquiry/inquiry.php</p>	36. 通報及び相談窓口設置に関する規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・通報及び相談窓口に関する規程にて、通報制度は倫理委員会にて対応する。 ・次期体制（2026年6月）にて、倫理委員会の構成員に少なくとも1名以上は弁護士を配置する。 	36. 通報及び相談窓口設置に関する規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<ul style="list-style-type: none"> ・違反行為については、懲戒処分規程第3条に記載している。 ・処分の内容は、懲戒処分規程第4条「当協会は、前条の違反行為を行った者に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、処分を行うことができる」と記載している。 ・処分結果は懲戒処分規程第14条に記載している。 ・不服申立手続きに関しては、懲戒処分規程第15条「当協会の登録者が処分決定に不服がある場合には、当該登録者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して代表理事の行った処分決定の取消を求めて仲裁の申立を行うことができる」に記載している。 ・「処分決定に不服がある場合は、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立て期間」を懲戒処分規程第14条第3項(7)に追記済。 	18. 懲戒処分規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒処分規程の第13条の3「倫理委員会は、審査終了後2週間以内に、代表理事に対し、書面をもって、当該事案の処分案を答申する」に記しており、次期体制（2026年6月）にて、倫理委員会の構成員に少なくとも1名以上は弁護士を配置する。 	18. 懲戒処分規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ仲裁機構の利用については、懲戒処分規程の第15条「当協会の登録者が処分決定に不服がある場合には、当該登録者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して代表理事の行った処分決定の取消を求めて仲裁の申立を行うことができる」に記載している。 ・また、申立期間について、制限は設けていない。 ・選手選考に関する決定も含めてスポーツ仲裁に応諾する旨の規程のスポーツ仲裁規程を作成済。 	18. 懲戒処分規程 26. スポーツ仲裁規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒処分規定の第15条に「当協会の登録者が処分決定に不服がある場合には、当該登録者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して代表理事の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる。」と記載している。 ・「処分決定に不服がある場合は、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる旨及びその申立て期間」を懲戒処分規程第14条第3項(7)に追記済。 	18. 懲戒処分規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理規定及び倫理規程にて策定済。 ・外部からの危機による具体的リスク等が発生し、当会をあげた対応が必要である場合（以下「緊急事態」という）は、理事長を危機管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。 ・大会運営時は、運営本部である大会役員（大会委員長、審判長等）が現場における緊急対策本部として対応するものとする。 ・不祥事については倫理委員会にて対応する。 	37. 危機管理規程 11. 倫理規程
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・過去4年間で不祥事が起こっていないため、この項目は該当しない。 	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・過去4年間で不祥事が起こっていないため、この項目は該当しない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・当協会では地方組織が存在しないため、この項目については該当しない。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・当協会では地方組織が存在しないため、この項目については該当しない。	